

秘

15

日本銀行券發行制度改正法律案

(昭和五年十二月)

602

日本銀行券發行條例及兌換銀行券條例

(昭和五年十二月)

銀行券發行制度ト共ニ日本銀行制度全般ニ互リ改善ヲ行フ場合ニハ現行日本銀行條例ト兌換銀行券條例トヲ併セ新ニ日本銀行法ヲ制定スルヲ適當ト認ムルモ若シ銀行券發行制度ノ改正ノミヲ行ハントスル場合ニハ主トシテ兌換銀行券條例ヲ改廢スルコト、ナルヲ以テ此場合ノ必要ヲモ考慮シ試ニ左記三案ヲ作成シタリ。

第一案・・・現行兌換銀行券條例ヲ廢止シ之ニ代フルニ日本銀行券法ヲ制定セントスル案（但シ此場合ニハ保證發行ニ充當スヘキ保證物件ニ關シ日本銀行條例中業務ニ關スル條項ノ改正ヲ要スヘシ）

第二案・・・兌換銀行券條例ヲ廢止シ之ニ代フルニ日本銀行券法ヲ制定セントスルコトハ第一案ノ如クナルモ保證物件ニ關スル規定ヲ現行ノ體トスル案

第一案

ナニイヌムロイハ第一案ノ取リテハチ新舊両幣ニ關スル風俗ヲ更行ノ

第二案・・・兌換銀行券發行ノ取リテハチ新舊両幣ニ關スル風俗ヲ更行ノ

第三案・・・現行兌換銀行券條例中必要已ムヲ得サル條項ニ限リ改廢

ニ關シ日本銀行券發行中條項ニ關スル新舊ノ取リテハチ新舊両幣ニ

關シ日本銀行券發行中條項ニ關スル新舊ノ取リテハチ新舊両幣ニ

關シ日本銀行券發行中條項ニ關スル新舊ノ取リテハチ新舊両幣ニ

關シ日本銀行券發行中條項ニ關スル新舊ノ取リテハチ新舊両幣ニ

關シ日本銀行券發行中條項ニ關スル新舊ノ取リテハチ新舊両幣ニ

關シ日本銀行券發行中條項ニ關スル新舊ノ取リテハチ新舊両幣ニ

關シ日本銀行券發行中條項ニ關スル新舊ノ取リテハチ新舊両幣ニ

第三案・・・現行兌換銀行券條例中必要已ムヲ得サル條項ニ限リ改廢
セントスル案

日本銀行券法案

第一條 日本銀行ハ金貨、金地金又ハ特ニ大藏大臣ノ指定スル種類ノ在外資金ヲ準備トシテ日本銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ在外資金ノ準備充當額ハ準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ日本銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

第二條 日本銀行ハ前條ノ準備ニ依ルノ外五億圓ヲ限り國債、大藏省證券及之ニ準スヘキ政府證券、政府債務證券、商業手形及銀行引受手形其ノ他ノ手形又ハ貸付金證書ヲ保證トシテ日本銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第三條 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二條ノ規定ニ依ル發行高

第三條 日本銀行ハ公債ヲ發行スルニ付ハ前二條ノ規定ニ對シテ發行高
マ科

其ノ前ノ年額又ハ貸付金額等ニ對シテ日本銀行券ヲ發行スルニ付
券式又ニ準スヘキ規則等ヲ制定シテ之ヲ公布スル事ハ前二條ノ規定ニ對シテ
第二條 日本銀行ハ前條ノ規定ニ對シテ發行高ノ額ニ對シテ大藏省
聯合マ銀賦スルニ付

科スルニ付限入事由マハ日本銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受テ其ノ
前條ノ亦投資金ノ申請次第ニ對シテ發行高ノ額ニ對シテ大藏大臣ノ認可ヲ受テ
投資金マ申請イマモ日本銀行券ヲ發行スルニ付

第一條 日本銀行ハ金貨ノ發行高又ハ科ニ大藏大臣ノ認可ヲ受テ其ノ
日本銀行券案

ノ外更ニ前條ニ規定スル物件ヲ保證トシテ日本銀行券ヲ發行スルコト
ヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ豫メ之ヲ大
藏大臣ニ届出ツルコトヲ要ス

前項但書ノ場合ニ於テ日本銀行ハ十五日ヲ超エタル分ニ付五億圓ヲ超
過スル保證發行額ニ對シ年五分ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘ
シ但シ其ノ割合ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條 日本銀行ハ日本銀行券發行高及請求アリ次第支拂フヘキ預金ノ
合計額ニ對シ百分ノ三十ヲ下ラサル割合ヲ以テ金貨、金地金及準備ニ
充當シタル在外資金ヲ保有スルコトヲ要ス

第五條 日本銀行券ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス

第六條 日本銀行券ノ券面金額ハ一圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、

第六條 日本銀行券ノ券面金額ハ一圓、正圓、十圓、二十圓、五十圓、
百圓、日本銀行券ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第七條 日本銀行券ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第八條 日本銀行券ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第九條 日本銀行ハ日本銀行券發行高及準備金ノ額ニ對シテ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第十條 日本銀行ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第十一條 日本銀行ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第十二條 日本銀行ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第十三條 日本銀行ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第十四條 日本銀行ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

第十五條 日本銀行ハ其ノ額ニ附屬セシメテ發行イニテ取用ス

百圓、五百圓、千圓ノ八種トス

第七條 日本銀行券ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定メ官報ニ告示ス

第八條 日本銀行券ハ同額ノ金貨又ハ純金一匁ニ付五圓ノ割合ヲ以テ金

地金ト引換フ但シ一圓券ハ五枚又ハ其ノ倍数ニ限り引換ヲ爲スモノト

ス

前項ノ引換ハ日本銀行本店及大阪支店ニ於テ之ヲ行フ

第九條 日本銀行ハ日本銀行券發行高、準備、保證及第四條ノ割合ニ關

スル日表ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

日本銀行ハ毎月七日、十五日、二十三日及月末ノ前項ノ日表ヲ官報ニ

公告スヘシ

第十條 大藏大臣ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ日本銀行券ノ發行ヲ監督

モハ大蔵大臣ニテ

第十條 政府銀行券額附後二割額四厘ノ賦金ニ付テ

モハ手紙ハ之ニ後二割額三割ノ附金ニ付テ

第十六條 日本銀行券額附後五割額四厘ノ賦金ニ付テ

依ノ間本券ニ付テ日本銀行券イニモ發行スルコト

日本銀行券法案

(第二案)

日本銀行券法案

第一條 日本銀行ハ金貨、金地金又ハ特ニ大藏大臣ノ指定スル種類ノ在外
資金ヲ準備トシテ日本銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ在外資金ノ準備充當額ハ準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得
ス但シ特別ノ事由アルトキハ日本銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ割合
ヲ増加スルコトヲ得

第二條 日本銀行ハ前條ノ準備ニ依ルノ外五億圓ヲ限り政府發行ノ公債證
書、大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシテ日本銀行
券ヲ發行スルコトヲ得

第三條 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二條ノ規定ニ依ル發行高ノ
外更ニ前條ニ規定スル物件ヲ保證トシテ日本銀行券ヲ發行スルコトヲ得

圓、五百圓、千圓、八圓、

第六條 日本銀行券ハ幾面金額ハ一圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、百

圓、五百圓、千圓ノ八種トシテ

日本銀行券ハ其ノ額ニ準リテ

日本銀行券ハ其ノ額ニ準リテ

日本銀行券ハ其ノ額ニ準リテ

其ノ額ニ準リテ

日本銀行券ハ其ノ額ニ準リテ

日本銀行券ハ其ノ額ニ準リテ

日本銀行券ハ其ノ額ニ準リテ

日本銀行券ハ其ノ額ニ準リテ

第七條 日本銀行券ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定メ官報ニ告示ス

第八條 日本銀行券ハ同額ノ金貨又ハ純金一匁ニ付五圓ノ割合ヲ以テ金地

金ト引換フ但シ一圓券ハ五枚又ハ其ノ倍數ニ限り引換ヲ爲スモノトス

前項ノ引換ハ日本銀行本店及大阪支店ニ於テ之ヲ行フ

第九條 日本銀行ハ日本銀行券發行高、準備、保證及第四條ノ割合ニ關ス

ル日表ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

日本銀行ハ毎月七日、十五日、二十三日及月末ノ前項ノ日表ヲ官報ニ公

告スヘシ

第十條 大藏大臣ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ日本銀行券ノ發行ヲ監督セ

シム

前項ノ監督上必要アリト認ムルトキハ監理官ハ何時ニテモ日本銀行ノ金

前項ノ銀券土邊境マシイ屬ムルイキハ銀券官ハ同額ニモテ日本銀行ノ金

種十種 大藏大臣ハ日本銀行銀券官マシマテ日本銀行銀券ノ發行マ監督シ

告スヘシ

日本銀行ハ明治三十日、二十五日、二十三日及民末ノ前項ノ日變マ官辦ニ公

シ日變マ大藏大臣ニ提出スヘシ

銀券官 日本銀行ハ日本銀行銀券發行高ノ率額ノ辨認及第四種ノ辨認ニ關シ

前項ノ銀券ハ日本銀行本銀及大藏支那ニ從マシマテ

金ノ用處マ貯シ一圓券ハ正券又ハ其ノ辨認ニ關シ民辦マ從マシイニ

豫八種 日本銀行銀券ハ同額ノ金貨又ハ銀金一圓ニ付五圓ノ辨認マ思ハ金貨

種十種 日本銀行銀券ノ辨認ハ大藏大臣マ官辦ニ書示ス

庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

第十一條 日本銀行券ノ製造、損券引換及銷却等ノ手續ハ大藏大臣之ヲ定ム

附 則

第十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 兌換銀行券條例ハ之ヲ廢止ス

第十四條 舊法ニ依リ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ發行シタル日本

銀行券ト見做ス

第十五條 舊法ニ依リ大藏大臣ノ指定シタル書式圖形ノ兌換銀行券ハ當分

ノ間本法ニ依ル日本銀行券トシテ發行スルコトヲ得

第十六條 兌換銀行券條例第二條第四項ノ規定ニ依ル貸付金ノ償還ニ付テ

ハ大藏大臣之ヲ定ム

八大縣大田ニマ家ム

第十六款 兌換銀行券附則第二條第四項ノ賦字ニ付シテ資付金ノ附屬ニ付テ

ハ間本券ニ付シテ日本銀行券イニテ發行スルロイマ特

第十七款 舊券ニ付リ大縣大田ノ附屬ニ付シテ資付金ノ附屬ニ付テハ當公

論行券イ具端ス

第十四款 舊券ニ付リ發行シタル兌換銀行券ハ本券ニ付リ發行シタル日本

第十三款 兌換銀行券附則ハ之ニ關シテ

第十二款 本券就テハ限日ハ總合マ以テ之ニマ家ム

附則

第十一款 日本銀行券ノ號數ノ附屬ニ付シテ資付金ノ附屬ニ付テハ當公

車ノ號數及附屬ノ文書ヲ附屬スルロイマ特

兌換銀行券條例中改正法律案

(日本銀行券法第三案)

兌換銀行券條例中改正法律案

兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條第一項乃至第三項ヲ左ノ如ク改メ第四項ヲ第七項トシ第五項ヲ第八項トス

日本銀行ハ金貨、金地金又ハ特ニ大藏大臣ノ指定スル種類ノ在外資金ヲ準備トシテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ在外資金ノ準備充當額ハ準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ日本銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

日本銀行ハ第一項ノ準備ニ依ルノ外五億圓ヲ限り政府發行ノ公債證書、大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ

大藏省製券其ノ新實モハ舊券又ハ商業手紙ヲ引替イニ兌換券ヲ
日本銀行ハ第一度ノ準備ニ於テハ其五割圓ヲ期リ短期債券ノ公費籌畫ノ
都合ニ準ルルコトイハル
新六割ノ準備ノ事由マハイキハ日本銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受テ其ノ
前項ノ亦於資金ノ準備次第ニ準ルルハ準備額ノ四割ノ一ニ減額スルコトイハ
マ準備イニモ兌換券ノ發行スルコトイハル
日本銀行ハ金貨ノ金融金又ハ押ニ大藏大臣ノ許可スル準備ノ亦於資金
ノ際イハ
後二議案一議案至第三項マ式ノ成メ及メ第四項マ議士其イニ議五項マ議

兌換券發行辦法中ニハ五割五ノ

兌換券發行辦法中ニハ五割五ノ

發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ第一項及第三項ノ規定ニ依ル發行
高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證トシテ兌換銀行券ヲ發行スルコ
トヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ豫メ之ヲ
大藏大臣ニ届出ツルコトヲ要ス
前項但書ノ場合ニ於テ日本銀行ハ十五日ヲ超エタル分ニ付五億圓ヲ超
過スル保證發行額ニ對シ年五分ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘ
シ但シ其ノ割合ハ大藏大臣之ヲ定ム
日本銀行ハ兌換銀行券發行高及請求アリ次第支拂フヘキ預金ノ合計額
ニ對シ百分ノ三十ヲ下ラサル割合ヲ以テ金貨、金地、金及準備ニ充當シ
タル在外資金ヲ保有スルコトヲ要ス

スルハ其後發金ヲ附合スルニテ
ニ種ノ百々ノ三十マテサハ附合マ以テ金貨ノ金銀金及銀圓ニテ當
日本銀行ハ其附合ニ從テ高気額求テリ本銀支繼テヘキ附金ノ合情應
ニ附シ其ノ附合ハ大藏大臣ノ裁ム
銀スル附銀發行應ニ種ノ半正金マテサハ附合マ以テ發行時ニ種ムハ
前項附合ノ附合ニ從テ日本銀行ハ十五日マテ銀エスルハ正金圓マ銀
大藏大臣ニ出出ルルニテ變ス
イマ附合ノ十五日マテ銀エ其ノ發行マ銀圓ナニスルハ一ニハ附合マ
高ノ長更ニ附合ニ從テ銀エスル附合ニ從テ發行時ニ種ムハ
日本銀行ハ其後發金ニ從テ銀エスルハ一ニハ附合ニ從テ發行時
發行スルニテ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

兌換銀行券條例中改正法律案

兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改メ第四項ヲ第五項トシ第五項ヲ第六

項トス

日本銀行ハ前項ノ(規定)準備金(準備)ニ依ルノ外十億圓ヲ限リ(國債)政府發行ノ公債證券
大藏省證券具ノ他購買ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ
發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外更
ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但
シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ
受ケルコトヲ要ス

大藏省

兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改メ同條第四項ヲ第五項トシ第五項ヲ第六項トス

日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備發行高ノ外十億圓ヲ限り政府發行ノ公債證券大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改メ同條第四項ヲ第五項トシ第五項ヲ第六項トス

日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備發行高ノ外十億圓ヲ限り政府發行ノ公債證券大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

スルコトイテ要ス

十月五日に於て其ノ旨ヲ以テ勅諭ナシニスルコトハ大臣大臣ノ相討ニ受
ニ當テニ其旨スル所ヲ以テ勅諭イニ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨
日本銀行ハ其旨ニ依リテ其旨スルコトハ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨
其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨

其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨
其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨
其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨
其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨

其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨
其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨
其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨
其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨ニ當テニ其旨スルコトイテ其旨

(明治二十九年)

日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ十六日以後八十億圓ヲ超過スル保證
發行額ニ對シ大臣大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムベシ但シ其ノ
割合八年三分ヲ下ルコトヲ得ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(6.9 富井納)

兌換銀行券條例中改正ニ關スル法制局修正條項一覽

兌換銀行券條例中改正ニ關スル法制局修正條項一覽

原案（大蔵省決定）

兌換銀行券條例中改正法律案

兌換銀行條例中左ノ通改正ス

第二條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改

メ第四項ヲ第五項トシ第五項ヲ第六

項トス

日本銀行ハ第一項ノ準備ニ依ルノ

外十億圓ヲ限リ準備大蔵省證券其

ノ他確實ナル證券又ハ商票手形ヲ

保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコ

修正條項

（修正箇所ハ——印ヲ以テ之ヲ示ス）

兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改

メ第四項ヲ第五項トシ第五項ヲ

第六項トス

日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備

發行高ノ外十億圓ヲ限リ準備大蔵

省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商

票手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發

(6.12小校納)

(續前)

日本銀行ハ第一項ノ規定ニ準ジテ
其ノ發行額ニ對シテ
日本銀行ハ第一項ノ規定ニ準ジテ
其ノ發行額ニ對シテ

トヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキ
ハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外
更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證ト
シテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ
得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ
繼續セントスルトキハ大蔵大臣ノ
許可ヲ受クルコトヲ要ス
前項但書ノ場合ニ於テ日本銀行ハ
十五日ヲ超エタル分ニ付十億圓ヲ
超過スル保證發行額ニ對シ年三分

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキ
ハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外
更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證ト
シテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ
得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ
繼續セントスルトキハ大蔵大臣ノ許
可ヲ受クルコトヲ要ス
日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ
十六日以後八十億圓ヲ超過スル保
證發行額ニ對シ大蔵大臣ノ定ムル

行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキ
ハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外
更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證ト
シテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ
得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ
繼續セントスルトキハ大蔵大臣ノ許
可ヲ受クルコトヲ要ス
日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ
十六日以後八十億圓ヲ超過スル保
證發行額ニ對シ大蔵大臣ノ定ムル

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキ
ハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外
更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證ト
シテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ
得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ
繼續セントスルトキハ大蔵大臣ノ
許可ヲ受クルコトヲ要ス
前項但書ノ場合ニ於テ日本銀行ハ
十五日ヲ超エタル分ニ付十億圓ヲ
超過スル保證發行額ニ對シ年三分

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキ
ハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外
更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證ト
シテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ
得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ
繼續セントスルトキハ大蔵大臣ノ許
可ヲ受クルコトヲ要ス
日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ
十六日以後八十億圓ヲ超過スル保
證發行額ニ對シ大蔵大臣ノ定ムル

附則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 理由書
 我國經濟力ノ發展ト保有正貨ノ狀況
 トニ鑑ミ兌換銀行券ノ保證發行限度
 ヲ擴張スル爲及其ノ制限外發行ニ對スル

附則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 理由書
 我國經濟力ノ發展ト保有正貨ノ狀況
 トニ鑑ミ兌換銀行券ノ保證發行限度
 ヲ擴張シ且其ノ制限外發行ニ對スル

(附則小21.5)

附則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 理由書
 我國經濟力ノ發展ト保有正貨ノ狀況
 トニ鑑ミ兌換銀行券ノ保證發行限度
 ヲ擴張スル爲及其ノ制限外發行ニ對スル

附則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 理由書
 我國經濟力ノ發展ト保有正貨ノ狀況
 トニ鑑ミ兌換銀行券ノ保證發行限度
 ヲ擴張シ且其ノ制限外發行ニ對スル

(6.12小松納)

原 本 不 良

本府は、前記の如く、其ノ際、現行ノ

イニ、並ニ、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

且、其ノ際、現行ノ兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

兌換銀行券ノ發行、兌換銀行券ノ發行、

スル課税率其ノ他ニ變更ヲ加フル爲
兌換銀行券條例中改正ヲ要スルモノ
アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

課税率ニ變更ヲ加フル等ノ爲兌換銀
行券條例中改正ヲ要スルモノアリ是
レ本案ヲ提出スル所以ナリ